

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 42 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2010 年 11 月 29 日 ( 月 ) ~ 12 月 3 日 ( 金 )

場所 : カンバラ ( ウガンダ )

## 仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3 .	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 ( JEMRA ) からの経過報告及び関連事項
b)	OIE ( 国際獣疫事務局 ) からの情報
4 .	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 ( ステップ 4 )
5 .	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 ( ステップ 4 )
6 .	ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案 ( ステップ 4 )
7 .	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 ( ステップ 4 )
8 .	その他の事項及び今後の作業
a)	CCFH の業務の優先順位
9 .	次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

## 第 42 回食品衛生部会 (CCFH) の検討予定議題

日時：2010 年 11 月 29 日（月）～12 月 3 日（金）

場所：カンバラ（ウガンダ）

主要議題の検討内容は、以下のとおり。

### 1. 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）

前回会合で Step 2 に戻すことが合意され、ニュージーランドとスウェーデンを議長国とする電子的作業部会が提示した修正原案が議論される。

原案は、養鶏場から食鳥処理場、販売店までのフードチェーンの各段階においてカンピロバクター及びサルモネラ属菌を管理するため、適正衛生規範に基づく（Good Hygienic Practices, GHPs-based）措置、及びハザードの汚染率または菌数減少に効果があることが科学的に確認された（hazard-based）措置が事例として列記されている。また、可能な場合には、各國政府は自國のデータに基づき、リスク低減効果を推定し、リスクに基づく（risk-based）措置をとるべきとしている。

我が国としては、当該ガイドラインが科学的に適切かつ実行可能なものとなるよう対応したい。

### 2. 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

前回会合で Step 2 に戻された後、オランダを議長国とする作業部会（2010 年 3 月開催。日本も出席）が提示した「食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範」原案が議論される。

修正原案は、食品中のウイルス、特にノロウイルス、A 型肝炎ウイルスの制御に関する一般的な要件を本体部分に記載し、付属文書には、二枚貝と生鮮野菜・果実にそれぞれ特化した要件として生産段階での管理、輸送、加工段階での二次汚染の防止等について記載している。

ノロウイルスと A 型肝炎ウイルスの管理については、我が国でも重要な課題であり、本ガイドライン案が、科学的根拠に基づき適切なものとなるよう対応したい。

### 3. ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案（ステップ 4）

前回会合において、ナチュラルミネラルウォーター（NMW）の収集、加工、販売に係る国際衛生規範の改定に関する作業を開始することについて合意された。本会

合では、2010年6月にスイスを議長として開催された物理的作業部会(我が国も参加)において作成された改定原案を議論する。

改定の主眼は、旧国際衛生実施規範を現行のコーデックスの食品衛生の一般原則及びHACCP附屬文書の枠組みに合わせること、旧国際衛生実施規範とNMW規格(Codex STAN 108-1981)の双方に含まれていた微生物規格について、食品中の微生物規格の設定と適用に関する原則(CAC/GL 21-1997)の要件を考慮にいれて整理すること、の2点であった。

本規範が対象としているNMWについては、輸入食品として我が国でも重要な課題であり、改定後の国際衛生実施規範が科学的に適切な文書となるよう、適切に対応したい。

#### 4. 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)

前回会合において新規作業の開始が合意され、フィンランドと日本を共同議長国とする作業部会(2010年5月、東京で開催)が提示した「食品の微生物基準の設定と適用に関する原則」(CAC/GL 21-1997)の修正原案が議論される。

この新規作業は、近年の微生物リスク評価手法の進化に対応して、コーデックスが2008年に採択した「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン」(CAC/GL 63-2007)の付属文書II「微生物学的リスク管理メトリックス(数的指標)に関する指針」と13年前に策定されたCAC/GL 21-1997との整合性を図ることである。つまり、新しいリスク管理に関する数的指標(食品安全目標(FS0)達成目標(P0)達成基準(PC))を設定することを可能とした新しい概念や、昨今の新たな微生物リスク評価の研究成果を適宜反映させることが目的である。

作業部会が提示した修正原案は、タイトル及び文書構成の変更、微生物規格の定義の修正、微生物規格の目的の追加、新しいリスク管理に関する数的指標(FS0、P0、PC)を用いた微生物規格の策定等が含まれており、公衆衛生上の目標と微生物規格の直接的な関連性の確立、微生物規格設定の目的を特定のロットの合否の評価に限定せず、HACCPシステムの検証等幅広い目的ですることなどが示されている。

当該ガイドラインが科学的に適かつ実行可能性のある文書となるよう、適切に対応したい。